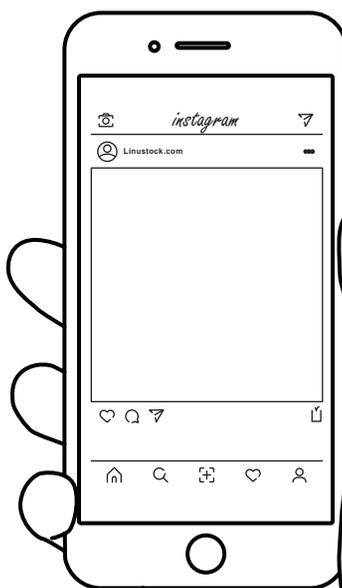


4
2020

インスタタが採用に大きく影響？

いいね数は気にしない？



特集

axisgroup 事例図鑑
vol.2

採用につなげる！ instagram の活用法！

知りたいあれこれ Q&A

No.3 - 4

「従業員が通勤中に事故。労災になる？ならない？」 他

interview

相続のプロ
小島晴美

新型コロナウイルス支援策情報

(別紙参照)

今月のアクシススタッフ / チェックリストカレンダー / アクシスからのお知らせ



axisgroup 事例図鑑

働き方改革や福利厚生の充実、社内の効率化などアクシスグループではさまざまな取り組みにチャレンジしています。

効果を出すためのコツ
実行上の課題と対処法 など

”自社で取り組んでいるからこそ言える”
リアルな学びをお届けします！

今月のテーマ
vol.2

採用につなげるinstagram (インスタ) の活用法！

対象：instagramを活用したい方、これから採用を検討されている方

難易度：★☆☆☆☆ 担当：佐藤 美優



佐藤 美優 企画室・スタッフ

美術大学を卒業後、地域プロモーション事業を行う会社に就職し、記事の編集やデザインを担当。その後、母校の大学に3年間勤める。2019年の春に当社に入社し、企画やデザイン制作を担当している。



point 採用につなげるinstagramの活用法 -まとめ-

point 1

インスタは社内の雰囲気や研修体制をアピールするのに最適！

point 2

管理も簡単！フォロワー数は気にせず、データベースとして使おう！

point 3

社員の自然体の姿や研修風景など、写真のメッセージ性を最大限に活かす写真を投稿しよう！

Question

なぜ、アクシスはインスタを始めたの？

目的

社内の様子を見せることで、**安心感**や**管理体制の充実**をアピールし、**採用**にもつなげるため！

研修や福利厚生の充実を外部にアピールすることで、会社を知ってもらい、求人募集のツールにもなるようにと思い、インスタを始める。

選択

スマホで**アルバム感覚**で写真が見れ、投稿も簡単！

数あるSNSの中でも、データベースとして使い勝手がよく、投稿する側、見る側にとっても、写真中心で分かりやすい。



Effect

インスタが採用に大きく影響！

2019年8月からインスタの運用を始めました。

2020年1～2月で面接をした10名の内、**7名**が「応募のきっかけはインスタである」と回答しました！

インスタを見て、御社の和気あいあいとした雰囲気に惹かれました。



面接者A(20代後半)

インスタに掲載されている新人研修の様子を見て、丁寧に指導頂ける場所に未経験の私でもチャレンジできるのではないかと感じました。



面接者B(30代前半)

インスタに、御社で働かれている方々のお写真が掲載されており、自分自身が御社で働いているイメージを抱くことができました。



面接者C(30代前半)

twitterにfacebook。 数あるSNSの中でも、 インスタが選ばれる理由。

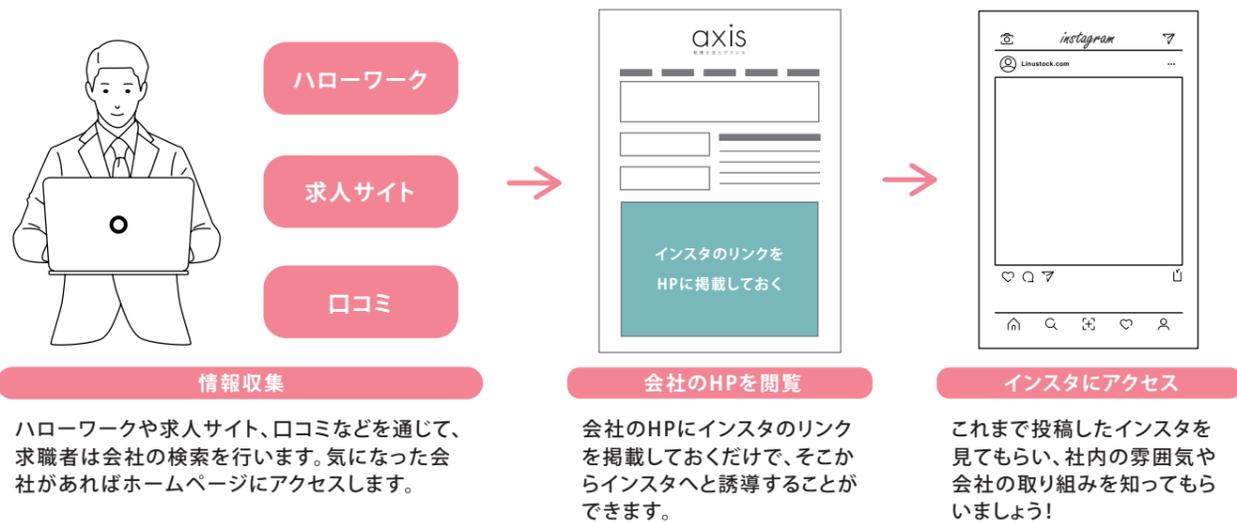
一般的には・・・

- ✓ 若年層へアプローチできる
- ✓ 他のメディアと連携できる
- ✓ 興味のある顧客に訴求できる
- ✓ 広告費の削減
- ✓ 商品の宣伝ができる
- ✓ 企業ブランディングができる

など、色々ありますが・・・

結局、写真が見やすい！投稿しやすい！ が一番当社が感じるメリットです。

求職者がインスタにアクセスするまでの流れ



フォロワー増えるのかな・・・？

いいね！たくさんつくのかな・・・？

上手く写真が撮れなくても、文章が書けなくても大丈夫！

インスタのフォロワーを増やそうとしないでいい！

まずは、フォロワー数や「いいね！」数を気にせずに、使いましょう！

あくまでも、スマホで見やすい情報公開ツールとして使うことが続けるコツです！

外部に発信しないのはもったいない！ 写真と文章で伝える会社の魅力

当社がインスタを開設した目的は、「社内の様子を見せることで、安心感と管理体制の充実をアピールし、採用にもつなげたいから」です。この目的を常に意識した上で、当社では下記のような情報を発信しています。

社内イベント



社内イベントを投稿する一番のメリットは、「社内の雰囲気が伝わる」ことです。従業員の表情や、良好な関係が伝わる写真を投稿することで、求人票では分からない「どんな人が働いているのか」「社内の雰囲気は良いのか」といった不安を払拭することができます。

新人教育



当社では、コーチ制度を始め、筆記試験・実技試験を実施し、新人教育に力を入れています。こういったあまり外部に公表されない教育の面を詳細に伝えることで、求職者はもちろん、お客様に対しても、「しっかりと新人を教育する制度が出来ていて安心」といった印象を与えることができると考えています。(頑張ります！)

研修



研修風景を伝えることは、「組織力・管理体制」のアピールに繋がります。会社としての方針が共有されず、従業員によって判断が異なるような組織に仕事を任せるとは不安ですよ。全ての従業員が課題を認識し、同じ目標に向かって進む姿勢は、求職者やお客様に安心感を感じていただくと考えています。(こちらも頑張ります！)

自社サイトへの誘導



インスタから自社サイトへ誘導し、会社のことを知って頂くことも大切です。当社では、日常の出来事はインスタに投稿し、お客様に見て頂きたい読み物や大切なお知らせは、HPにも投稿するようにしています。

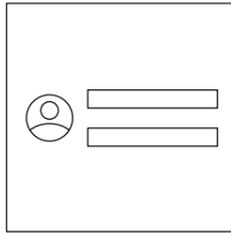
Action

インスタを始めてみよう！

アカウント作成はとても簡単！投稿までは、たったの3ステップです。

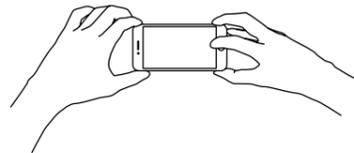
1

アカウントを作成する



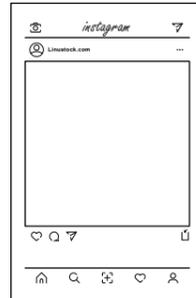
2

写真を撮る



3

文章を添えて投稿する



Operation

決めておこう！インスタ運用ルール！

1. 何を誰に伝えたい？

目的やターゲットを決めることで、投稿内容も変わってきます。

「目的は何か」「どの層をターゲットにするのか」など、**会社としての方針を明確にしておきましょう。**

例1) 採用に繋がりたい！ → 社内の雰囲気や研修、新人教育などが伝わる内容

例2) 商品を知ってもらいたい！ → 商品の写真と商品の紹介文を投稿する

例3) 採用と商品の宣伝両方をまかさないたい！ → アカウントを2つ作成し、互いにアカウントを宣伝し合う

2. 運用ルールは顧客の信頼を掴む！

各々が好きなように投稿するのではなく、「社員の名前は公表しない」「社外秘のため、工場内部は撮影しない」など、共通のルールを設けておきましょう。特に複数人でアカウントを管理する場合、「メッセージが届いたときは誰が返信をするのか」「コメント欄にクレームを書かれたらどのように対処するのか」など、**もしもの時に備えたルールも決めておく**と良いでしょう。どれだけ、投稿している写真や文章が良くても、お客様への配慮が出来ていなければ、せっかくのインスタも台無しになってしまいます。

インスタ投稿のワンポイントアドバイス

写真8割・文章2割

point
1

写真で伝えるメリットを最大限活かすためには、写真8割・文章2割くらいを意識しましょう！

困ったときの分割投稿

point
2

研修やイベントの様子を伝える際、どうしても投稿したい写真が多くなってしまいます。そんな時は、2、3回に分けて投稿しましょう。投稿数も増えて、一石二鳥です！



経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「従業員が通勤中に事故。労災になる？ならない？」（後藤 千亜希）

「お子さんやお孫さんの負担にならない資金援助の仕方」（森村 小夏）

Q & A

No.3

従業員が通勤中に事故。労災になる？ならない？

従業員を雇っている以上、注意を払っていてもケガや事故は起こってしまいます。しかし、労災の中にも仕事に関連して起こった事故なのかどうか、判断ができない事例もありますよね。今回は、そんなグレーゾーンの労災事例を取り上げて、紹介したいと思います。

Q. 労災の対象となるのは、正社員？

A. 「労務災害(労災)」とは、労働者が仕事や通勤中にこうむった災害について補償を受けることができるという制度です。労災の対象となる方は、雇用形態に関係なく、パートやアルバイトの方も対象となり、「アルバイトの方がレストランの厨房で調理しているときに、誤って包丁で指を切ってしまった。」という場合も、業務中に起こってしまったことなので、労災の対象となります。労災には、業務中に起きた「業務災害」と通勤中に起きた「通勤災害」の2種類がありますが、中には、労災の対象に当たらないケースもあります。

Q. 労災として認められないのは、どんなとき？

A. 次のケースを見ていきましょう。

ケース1)今朝から体調不良を自覚していた従業員。無理をして車を運転していたが、やはり体調が優れないので、家で安静にしていた方がいいと判断し、会社に連絡した上で、自宅に帰ろうと試みました。しかし、自宅に帰る途中に事故を起こしてしまいました。

通勤災害に認められそうなケースに見えますが、このようなケースは、認められません。通勤災害と認められるには、仕事することとの関連性が必要になります。

今回のケースは、「当日休暇をとることを決めた上で帰宅をする」としているため、『仕事のため』とは見なされません。会社の許可を得たかどうかに関わらず、仕事との関連性が失われると判断されます。その他にも、

・運番の仕事だったため、スポーツジムに寄ってから出勤する予定が、その途中で事故を起こしてしまった。

・帰宅途中に友人と食事に行った帰りにケガをした。

というケースも労災として認められません。しかし、仕事の帰りにスーパーに寄った際、従業員が事故を起こしてしまった。など、労働基準監督署が日常生活上、必要な行為だと認めた場合は、労災として認定されます。

Q. 従業員が会社に申請している通勤経路とは異なる道で事故をしてしまった。この場合も労災になるの？

A. 渋滞を避けて申請した道とは異なる通勤経路になった場合、通勤災害として認められます。また、いつもは車通勤ですが、自転車に代えて事故を起こしてしまったという場合も対象となります。

Q. 従業員から労災の報告があったとき、会社が行う手続きについて知りたい！

A. 従業員が所定の保険給付請求書を病院の窓口に提出します。その際に、会社はその請求書に対して証明を行う必要があります。代行も可能なため、ご不明な点がある方は、税理士法人アクシスまでご連絡ください。

私が紹介しました！



後藤 千亜希

人事労務部 スタッフ

社会保険関係や助成金申請、給与計算を担当。労務関係は「人」に関するからこそ、コミュニケーションを大切にしている。(現在は育児休暇中)

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

Q & A

No.4

マイホームの資金援助には要注意！

お子さんやお孫さんの負担にならない資金援助の仕方

お子さんやお孫さんがマイホームを購入する際に、資金援助をお願いされる方も多いのではないのでしょうか。しかし、良かれと思い援助した資金で予想外の贈与税や相続税が発生してしまい、お子さんやお孫さんにかえって負担をかけてしまうということもあります。そこで今回は、マイホームの資金援助について気を付けるポイントを2つご紹介したいと思います。

Q. マイホームの資金援助。どのようなことに気を付けたらいいの？

A. 1つ目は「住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」の活用です。この事例を活用すれば、まとまった額を非課税で贈与することができます。例えば、「省エネ等住宅」以外”の住宅を平成31年4月1日～令和2年3月31日に契約し、かつ消費税が10%の場合、2,500万円までを非課税で贈与できることとなります。お子さんやお孫さんの住宅購入における資金援助をする際にはぜひ利用していただきたい特例です。

この特例の非課税限度額は、新築等とする住宅用家屋の種類と契約時期によって変わってくるのですが細かい要件もあるので、気を付ける必要があります。

Q. 贈与を受ける側の要件について詳しく知りたい！

A. 例えば、その年に「贈与される側の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること」や「取得する家屋の条件」といったものもあります。また、住宅そのものの贈与は特例の対象外になってしまうので、注意が必要です。他にも、新築等とする住宅用の家屋を火災・地震に強く、バリアフリーが講じてある「省エネ等住宅」のカテゴリに当てはまるものにすると、さらに非課税限度額が広がります。

2つ目は、「贈与税の非課税枠」の活用です。この特例は、1つ目に紹介した特例と組み合わせて使うことができます。贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2種類があり、どちらかを選択することができます。それぞれ、非課税になる限度額や計算方法が異なります。マイホームの資金援助に限らず、これをどう活用するのがカギとなります。

Q. 「暦年課税」と「相続時精算課税」は何が違うの？

A. 「暦年課税」は贈与を受けた人1人あたり、年間110万円まで贈与税が非課税になるというものです。一方、一定の要件に該当する必要がある「相続時精算課税」は累計2,500万円までは非課税で贈与できます。しかし、贈与税は節税できても、結局は贈与された財産を相続財産として加算されるので、気を付けなければなりません。

マイホームの資金援助にあたり、不安な点や疑問点がある方は、いつでも税理士法人アクシスまでお電話ください。

私が紹介しました！



森村 小夏

顧客サービス部 1課 スタッフ

大学卒業後、教員として働いた後、税理士法人アクシスへ中途入社。会計を担当し、一般法人のほか社会福祉法人についても多く担当。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

チェックリストカレンダー

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|---|---|---|--|
| <input type="checkbox"/> 20日 / 【納期特例】源泉所得税の納付 <input type="checkbox"/> 31日 / 市町村へ給与支払報告書の提出 <input type="checkbox"/> 31日 / 税務署へ法定調書の提出 <input type="checkbox"/> 31日 / 償却資産税の申告 | <input type="checkbox"/> 17日～ / 確定申告開始 | <input type="checkbox"/> 16日 / 確定申告提出期限 <input type="checkbox"/> 給与時 / 社会保険料率の確認(当月控除) | <input type="checkbox"/> 給与時 / 社会保険料率の確認(翌月控除) <input type="checkbox"/> 給与時 / 雇用保険料率の確認 <input type="checkbox"/> 4月 or 5月 / 固定資産税通知書の到着 <input type="checkbox"/> 1年に1度 / 36協定提出 |
| 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
| <input type="checkbox"/> 中旬頃 / 住民税特別徴収関係書類の到着 <input type="checkbox"/> 31日 / 自動車税の納付 | <input type="checkbox"/> 7/10 / 労働保険の書類到着と年度更新 <input type="checkbox"/> 給与時 / 個人住民税の特別徴収開始 | <input type="checkbox"/> 10日 / 【納期特例】源泉所得税の納付 <input type="checkbox"/> 10日 / 社会保険の算定基礎届の提出 <input type="checkbox"/> 支給後5日以内 / 賞与支払届提出 <small>(賞与を支給した場合)</small> | |
| 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| <input type="checkbox"/> 給与時 / 算定基礎届による社会保険料の変更(当月控除) | <input type="checkbox"/> 給与時 / 算定基礎届による社会保険料の変更(翌月控除) <input type="checkbox"/> 給与時 / 最低賃金の変更 | <input type="checkbox"/> 月内 / 年末調整の準備 <input type="checkbox"/> 月内 / 扶養控除(異動)申告書の回収 | <input type="checkbox"/> 12月 or 1月 / 年末調整と源泉徴収票の交付 <input type="checkbox"/> 支給後5日以内 / 賞与支払届 <small>(賞与を支給した場合)</small> |

お問い合わせ先

WEB上でのお申込みも受け付けております。
ご希望の方は、こちらのQRコードより、
お問い合わせください。



税理士法人アクシス
MAIL: axis_info@m-staff.com
TEL: 088-631-8119 FAX: 088-632-6543
HP: https://m-staff.com/

税理士法人アクシス

| | |
|---------|-------|
| 貴社名 | 御担当者名 |
| 電話番号 | 携帯番号 |
| メールアドレス | |

.....ご希望の項目に丸をつけ、FAXにて送信してください.....

※複数選択可

顧問契約について
 相続
 新規法人設立
 資金繰りサポート
 補助金・助成金について
 資産運用について
 M&A
 記帳代行
 給与計算代行
 社会保険手続きについて
 労務相談
 その他



シニアアシエイト・税理士 小島 晴美さん
(こしま・はるみ)

相続のプロ 『税理士法人アクシス』

Q 財産の相続時に慌てないため、
やっておいたほうがよいことはどんなことですか？

日頃からしっかり「相続」
について話し合っておくことが
重要です

A 事前にできることのうち、特に重要なのは「争族対策」「相続税の節税対策」「納税資金対策」の3つです。なかでも、きっちり確実にしておきたいのは「争族対策」。親子であっても元気なうちに相続の話はしにくいかもしれませんが、後々のトラブルを避けるためには、日頃から十分に話し合っておくことが大切です。親族間で争いが起こりそうな場合には、法的な効力を持つ遺言書を作成して、あらかじめ財産の分け方を決定しておきましょう。被相続人(財産を残す人)はそこに自分の想いを書き添えておく、頑になっていた親族の気持ちも和らぐ場合があります。

Q 「いざ、相続」となった場合、すぐに
やらなければいけないことは何ですか？

まずは徹底した「財産調査」を!
債務超過は「相続放棄」もありえます。

A 遺言書がないまま相続が発生した場合、最初に徹底した「財産調査」を行う必要があります。資産よりも負債が上回る債務超過が判明した場合は、弁護士と相談して3ヶ月以内に「相続放棄」を選ぶかどうかを決めなければなりません。また、亡くなられた方に所得があれば、4ヶ月以内に「準確定申告」をすることになります。財産の総額から債務の総額を引いた遺産額が基礎控除額を超えるケースでは、10ヶ月以内に「相続税の申告」が義務づけられています。「財産調査」は膨大な手間がかかるため、専門家によるサポートも検討してください。

Q 相続後に必要な手続きや
名義変更で注意すべきことは？

名義変更は本当に大変。
一つずつ確認しながら
進めましょう。

A 財産の相続には想像以上に多くの手続きがあります。公的なものから民間のものまで、すべての名義を変更しなければなりません。金融機関ごとに方法や必要書類が異なるため、預貯金の手続き一つをとっても、事前に確認しながら作業することが大切です。遺言書が作成されていれば、原則としてその指定に従って財産の分割が可能ですが、遺言書がない場合は遺産分割協議を行い、相続人全員が同意しなければ、名義の変更はできません。特に不動産の相続登記は放っておくと手続きが複雑化しやすいもの。なるべく早めの手続きをおすすめします。

会社概要

相続に関するお悩みを専門スタッフが個別に対応。初回の相談は無料。希望の場合は電話などで事前に連絡を。アクシスグループは会計・税務のみならず、労務、相続、経営など幅広いご相談にワンストップで対応し、約80名のスタッフが課題解決に取り組んでいる。

tel.088-631-8119
mail.ms@m-staff.com
徳島市北島田町1-3-3
営/9:00~18:00
休/土曜・日曜・祝日
P/40台

アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

[本社]

〒770-0051
徳島県徳島市北島田町1丁目3-3
TEL:088-631-8119
FAX:088-632-6543

[吉野川支店]

〒776-0005
吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1
TEL:0883-26-0182
FAX:0883-26-0187

[高松支店]

〒760-0079
香川県高松市松縄町1050-27
TEL:087-814-5875
FAX:087-814-5876

axis news 4月号 デザイン・制作編集



佐藤 美優

企画室 スタッフ

美術大学を卒業後、地域プロモーション事業を行う会社に就職し、記事の編集やデザインを担当。その後、母校の大学に3年間勤める。2019年の春に当社に入社し、企画やデザイン制作を担当している。

さて、どこに相談しよう？

他社と一緒にいることを考えているけれど、誰か相談できる人はいないかなあ。

補助金や助成金で、私でも貰えるのかしら。

そろそろ子供に、会社の経営を任せたいな。

相続・贈与の対策について教えてほしいわ。

今後のことも考えて、資金繰りや借入について考えときたいな。

資産運用ってリスクが高そうだけれど、大丈夫かな。



そのお悩み、アクシスにお任せください

相続や事業承継、資産運用など今後のことを見据えて色々準備を始めたい！ただ、相談先が複数になったり、専門的な知識が必要だったり、一人で進めていくには一苦勞ですよね。どこに相談していいのかわからなかったそのお悩み、ぜひアクシスにご相談ください。

税理士法人アクシス

MAIL: axis_info@m-staff.com
TEL: 088-631-8119 FAX: 088-632-6543

雑務に追われて本業に時間が割けない！！

楽になりたーい！！

と思いませんか？

請求書を発行しないと！

- ✓ 月末までに送らないと。
- ✓ 先月発行した請求書の入金はあるのかな？
- ✓ 経理担当者が辞めてしまう。今後どうしたらいい？

記帳して支払もしないと！

- ✓ 業者に振込をしないといけない。
- ✓ この仕訳はどうしたらいいんだろう。
- ✓ 銀行に残高残っているかな。

社会保険の手続き！

- ✓ 従業員が辞めてしまう。離職票を発行しにハローワークまで行かないと。
- ✓ 入社・退職の度に保険証の手続きが大変！
- ✓ 出産する社員がいるけど、何をしたらいい？

社員の給与計算！

- ✓ タイムカードの集計をしないと！
- ✓ 社会保険料の改定をしないと。
- ✓ 欠勤や遅刻をしている人は、いくら引けばいいんだろう。



◆ アクシスはお客様の困っている事に対応します ◆

| | |
|-----------------------------|------|
| 入力・仕訳事務 / 証憑整理 | 記帳代行 |
| 請求書情報の作成 / 入力 請求書発行・入金消込 | 売掛管理 |
| 支払予定表の整理 総合振込データの作成 | 振込事務 |

| | |
|------------------------------------|---------|
| 社会保険・雇用保険・労災保険 | 社会保険手続き |
| 就業規則の作成・変更 給与規程・育児介護休業規程など | 就業規則 |
| 社員さんに聞かれて困ったこと 労働法に適した対応についての相談 | 労働相談 |
| 人が集まる求人票の作り方 応募者を増やす取り組み | 採用顧問 |

税理士法人アクシス

TEL : 088-631-8119 FAX : 088-632-6543

MAIL : axis_info@m-staff.com